利益相反に関する開示文書

日本小児皮膚科学会の定める利益相反の開示すべき項目

- 1. 産業連携活動に係る受け入れ額が、1企業あたり年間200万円以上(所属機関からの間接経費が差し引かれる前の金額)の場合
- 2. コンサルタント,指導,講演,給与としての個人収益が,1企業あたり年間100万円以上(税金や源泉徴収額を引く前の金額)の場合
- 3. 再学連携活動に係る個人収益(公開・未公開を問わず、当該企業の株式等の出資・取得・保有及び 売却・譲渡、ストックオプションの権利譲受、もしくは、役員報酬、特許権使用料等)が1企業あ たり年間100万円以上あった場合(但し、投資信託、もしくは、当該個人によって管理・制御でき ない多角的なファンドにおいて資金運用される場合を除く)
- 4. 上記1~3のいずれかに該当する企業に一親等の親族が現在勤務している場合

開示文書の記載要項

- 1) 次頁の著者署名の欄に全員の署名(自署)をする。
- 2) 各項目1・2・3・4 について「該当する・該当しない」を丸で囲み、該当する場合は企業名と金額を記入する。
- 3) 共著者が多い場合、この用紙をコピーして使用してよい。
- 4) 個人ごとにこの開示文書を作成してよい。
- 5) 個人収益の場合,前年の1月1日から12月31日まで,ただし,寄付金や企業からの受託等,産学連携活動に係る研究の場合は,前年4月1日から本年3月31日までの期間でも可。